

《個人情報保護ならびに使用について》

1. 当院は提供された患者又は利用者の情報を、以下の各号の目的以外の目的に利用しません。

①訪問看護又は居宅サービスの提供

②診療費請求のための事務及び病院の管理運営業務

③企業等からの委託を受けて行なう健康診断等における企業等へのその結果の通知

④医師賠償責任保険等に係る保険会社等への相談又は届出等

⑤医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料（アンケート調査を含む。）

⑥当院又は研究機関で行なわれる教育及び医療の質の向上を目的とした症例研究

⑦外部監査機関への情報提供

2. 以下の各号の場合に限り、第三者に情報提供いたします。

①利用者が提供を受けるすべてのサービス事業者に提供する場合

②前項各号の目的のために当院が業務を委託する者に提供する場合

③前項各号に定める場合

④個人情報保護法第27条第1項各号に該当する場合（法令に基づく提供（警察からの照会等）、他の医療機関に救急搬送する場合等）

3. 条件

①個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払います。

②個人情報を使用した会議においては、出席者、議事内容等を記録いたします。

=====

医療法人社団平郁会

御中

私（利用者）は、以下の内容を確認し、同意いたします。

■訪問診療サービスについて

■個人情報の保護ならびに使用について

日付

住所	
フリガナ	
利用者氏名	

利用者は、身体状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

代筆者氏名	
-------	--

居宅

訪問診療サービス利用ならびに個人情報使用同意書

《訪問診療サービスについて》

当院では、患者様の「かかりつけ医」としての役割を務めさせていただくことを目的とし、「在宅時(または施設入居時等)医学総合管理」を基本とした訪問診療サービスをご提供させていただいています。

当院の担当医師、当法人の医師がチームを組み 24 時間 365 日切れめのない診療体制を整備し、より良い療養環境の構築を支援させていただきます。

当院の保険医療機関指定・施設基準等の状況

当法人のホームページにて、最新の情報をご案内しております。

■パソコンから→<https://www.heiikukai.com/>
※平郁会（へいいくかい）で検索ください。

■スマートフォンから→



訪問診療サービスの主な内容

＜医療保険のサービス＞

■定期訪問診療

- ・患者様の状態を医師が判断し、適した頻度で定期的に診療を行います。
- ・「在宅療養計画書」を作成し、郵送または手渡しにてお渡しいたします。
- ・必要に応じて検査・処置・薬の処方を行います。

■24 時間緊急連絡体制

- ・緊急時に備え、24 時間 365 日体制で医師が緊急コールを受け付けます。
- ・必要に応じて、電話での診療も行います。

■(臨時) 往診

- ・定期訪問診療以外の臨時診療が必要な場合、主治医を含む当法人の医師が居宅または施設を訪問し、診療を行います。

■訪問検査(血液検査、心電図検査、レントゲン検査、超音波検査)

- ・必要に応じて、居宅または施設にて血液検査、心電図検査、レントゲン検査、超音波検査を実施します。
- ※クリニックによって実施できる訪問検査は異なります。

■オンライン診療

- ・医師の判断のもと、対面ではなく、スマートフォン、パソコン等の機器を利用して診療を行う場合があります。

訪問診療サービスを利用する上での注意点

次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、サービス利用は終了するものとします。

- ・訪問診療サービスの自己負担金または利用料滞納が発生し、一定の期間を定め、支払いの申し入れを行った後、当院への自己負担金または利用料を支払わないとき。
- ・患者様またはその関係者による当院および職員への過剰な要求、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、暴力等の人権を侵害する行為が認められ、当院から改めるよう求めたにも関わらず、その改善がみられなかったとき。
- ・患者様またはその関係者と当院および職員の信頼関係が損なわれ、健全かつ円滑なサービスの提供が困難となったとき。

解約について

訪問診療の提供の終了や休止をいつでも申し入れることができます。終了や休止する場合は、事前にご連絡いただければ、申し出のあった内容で終了または休止といたします。

訪問診療サービスの費用について ※2025年4月 更新

訪問診療に係る費用は、一部を除き、医療保険・介護保険が適用されます。患者様のご病状等により異なりますので、ご不明な点があればいつでも当院までご連絡ください。

月2回訪問診療を受けている患者様（医療保険1割/介護保険1割の場合）の目安

＜医療保険＞			＜介護保険＞
在宅時医学総合管理料	+	在宅患者訪問診療料	居宅療養管理指導費
3,410～5,790 円※1		930 円（1 回目） 920 円（2 回目）=1850 円 ※2	299×2 回=598 円
計 約 5,858～8,238 円／月			

※1 別途、必要に応じて往診料、電話再診料、検査料、文書料などが発生します。

※2 在宅患者訪問診療料は同一建物に居住する患者様の人数が1 名の場合。

※ 院外薬局にて別途お薬代がかかります。

1. 医療保険

■在宅時(または施設入居時等)医学総合管理料

通院が困難な患者様を対象とし、24 時間対応するために係る費用です。罹患されているご病気や特別な医療機器、処置等の有無により費用が異なります。

※罹患されているご病気や特別な医療機器、処置等とは…末期悪性腫瘍、スモン、指定難病、脊椎損傷、真皮を超える褥瘡、在宅酸素療法、在宅成分栄養経管栄養法、在宅自己導尿、在宅人工呼吸、気管切開、気管カニューレ使用、人工肛門または人口膀胱、ドレーンチューブ、または留置カテーテル使用等の状態にある場合。

■在宅患者訪問診療料

定期的・計画的に施設に赴いて診療を行った場合にかかる費用です。

＜高額療養費制度について＞

医療費の自己負担額が高額になる場合、一定の金額（自己負担限度額）を超えた部分が払い戻される高額療養費制度があります。自己負担限度額は年齢や所得、利用している健康保険の種類によっても異なりますので、詳しくは、健康保険証に記載された問い合わせ先（保険者）に確認してください。この払い戻しについては、自主的に申請することが必要になる場合があります。

（国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入されている方で、年金受け取り口座などが自治体に登録されている場合は、自動的に払い戻されます。）

＜お看取りについて＞

事前に患者様・ご家族様へ病状の説明を行い、治療や終末期の対応についてのご意向を確認させていただきます。その結果、当院でのお看取りについてご同意を得られた時点で、お看取りの体制を整えます。当院でお看取りをさせていただいた場合、管理料、訪問診療料等の他に、下記の加算なども算定いたします。

- ・お看取り料金（在宅ターミナルケア加算＋看取り加算＋在宅緩和ケア充実診療所・病院加算） 10,500 円～31,500 円
- ・死亡診断書 5,500 円

別途、往診料が発生する場合は緊急往診加算、在宅緩和ケア充実診療所・病院加算（往診料）なども発生いたします。

※介護保険の利用料（居宅療養管理指導料）については、居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導重要説明書をご覧ください。

診療費のお支払いについて

診療費のお支払いは口座振替（手数料当法人負担）または銀行振込（手数料患者様負担）のいずれかをご選択いただき、提出書類③の確認書の支払方法欄に記入をお願いいたします。

＜ご請求の流れ＞

毎月 16 日頃にご請求書を郵送いたします。（お手元に届くのは 18 日前後になります。）

- ・口座振替の方はご請求書を「口座振替のお知らせ」としてご確認いただき、振替日（毎月 27 日）までに残高のご準備をお願いいたします。
- ・銀行振込の方はご請求書に記載しております当院の振込口座へ、期日までにお振込をお願いいたします。振込期日はご請求月の最終営業日となります。
- ・領収書は請求翌月に、次月請求書と合わせて上記日程でご郵送いたします。（領収書がお手元に届くのは診療翌々月）※ご郵送先が変更になった場合は当院カスタマーサポートセンターまでご連絡ください。

オンライン診療について

訪問診療では求めに応じてお伺いすることを基本としておりますが、患者様の利益に適う範囲において情報通信機器を用いたオンライン診療が認められております。

- ・オンライン診療では、触診等を行うことができないため、医師が得られる情報が限られます。そのため、対面診療を適切に組み合わせる必要があります。
- ・オンライン診療を実施する際は、毎回、医師が医学的な観点からオンライン診療の実施の可否を判断します。当院は法人内において複数の医師でチーム診療を実施しており、主治医がオンライン診療をできない場合、法人内の別の担当医師において実施します。
- ・患者様には、診療の際に必要な情報提供に積極的に協力頂く必要があります。
- ・医師がオンライン診療を行うことが適切ではないと判断した場合は、オンライン診療を中止し、速やかに対面診療につなげることになります。

【医師がオンライン診療を行うことが適切ではないと判断する例】

- ①直接の対面診療と同等でないにしても、これに代替し得る程度の患者様の心身の状態に関する有用情報が得られない場合。
- ②急病急変など緊急性が高い症状の場合。
- ③情報通信環境の障害等によりオンライン診療を行うことが出来なくなる場合。
 - ・患者様には、ご自身で保有しているスマートフォン、タブレットパソコン、パソコン等の機器をご利用いただきます。
 - ・情報セキュリティのリスク回避のため、セキュリティ対策（使用するOSやアプリケーションの適宜アップデート、セキュリティソフト導入など）をご自身で行っていただく必要があります。

【オンライン診療中は、医師の許可がない限り、以下の行為は行わないでください】

- ①第三者のビデオ通話への参加。
- ②ビデオ通話の録音、録画、撮影とそれらのデータのSNSやネット上への掲載など。
- ③チャット機能の利用やファイルの送付。

※当院の診療で使用しますメールアドレスや携帯番号などの個人情報を、診療に関わりのない第三者に提供しないようお願いします。また、オンライン診療の実施に当たっては、上記の通り、患者様にも責任が発生し、自己責任で行うことになります。当院に故意または過失がない限り、一切の責任を負いかねます。

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 契約書

御利用者 様 （以下「甲」という）と
※御利用者の名前を記入ください

医療機関 医療法人社団平郁会 （以下「乙」という）とは、

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導サービスの利用に関して次のとおり契約を結びます。

第1条（内容）

乙が、甲（通院が困難な利用者）に対しその居宅を訪問して行う計画的、継続的な医学的管理を基に、利用者が居宅サービス計画作成を依頼する居宅介護支援事業者及び居宅サービスを利用するその他の事業者に対して居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行います。また、利用者もしくはその家族等に対する居宅サービス利用上の留意点、介護方法等について、指導及び助言を行います。
※事業者への情報提供については、個人情報ですので利用者の同意を得て行います。

第2条（費用）

在宅時（または施設入居時等）医学総合管理料を算定している場合は、甲は、居宅療養管理指導サービスの対価として、別頁の重要事項説明書記載のとおり、月ごとに算定された利用者負担額を乙に支払います。
※負担割合証に記載されている利用者負担割合及び回数により利用者負担額が異なります。
※介護報酬改定等により変更が生じた場合は、改定後の費用とする。

第3条（契約期間）

契約期間は、契約締結日から要介護（支援）認定有効期間の満了日までとします。但し、上記の契約期間の満了日前に、甲が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護（支援）認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護（支援）認定有効期間の満了日までとします。
※契約満了日の30日前までに、甲から乙に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、かつ、甲が要介護認定の更新で自立と認定されない場合、契約は更新されるものとします。

第4条（訪問診療サービスを利用する上での注意点について）

次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、サービス利用は終了するものとします。

- 1）訪問診療サービスの自己負担金または利用料滞納が発生し、一定の期間を定め、支払いの申し入れを行った後、当院への自己負担金または利用料を支払わないとき。
- 2）患者様またはその関係者による当院および職員への過剰な要求、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、暴力等の人権を侵害する行為が認められ、当院から改めるよう求めたにもかかわらず、その改善がみられなかったとき。
- 3）患者様またはその関係者と当院および職員の信頼関係が損なわれ、健全かつ円滑なサービスの提供が困難となったとき。

第5条（協議事項）

この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については関係法令の趣旨を尊重して、利用者と当医院の協議により定めます。

この契約の成立を証するため本証2通を作成し、甲及び乙は署名の上、各自1通ずつを保有することとします。

サービスの提供にあたり、上記の内容を理解しました。 日付

利用者（甲）

住所	
利用者氏名	

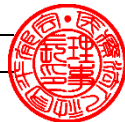
利用者は、身体の状態等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

署名代筆者

住所	
代筆者氏名	

医療機関（乙）

住所
名称 医療法人社団平郁会



居宅

（介護予防）居宅療養管理指導サービス 重要事項説明書

1.（介護予防）居宅療養管理指導サービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人社団平郁会
代表者氏名	理事長 大田 和枝
本社所在地 連絡先	〒103-0004 東京都中央区東日本橋 1-1-7 2 階 代表：03-5846-9455
法人設立年月日	2014 年 2 月

2.利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

1）事業所の所在地等

事業所名称	医療法人社団平郁会 ○○クリニック
管理者氏名	院長 ○○ ○○
介護保険指定事業所番号	○○○○
事業所所在地	〒○○-○○ ○○○○○
連絡先	（訪問診療部）TEL：○○-○○-○○ / FAX：○○-○○-○○

2）事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護状態又は要支援状態にある者に対し、適切な指定居宅療養管理指導を提供することを目的といたします。
運営の方針	要介護者・要支援者の居宅（当院から半径 16 km圏内）を訪問し、療養上の管理及び指導を行い、居宅介護支援事業者その他サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3）事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 （休日：土曜日・日曜日・祝祭日・当事業所が定めた休日）
営業時間	〇：〇～〇：〇

4）サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日～金曜日
サービス提供時間	〇：〇～〇：〇

5）事業所の職員体制 ※クリニックによってその他職種も在籍する場合があります

職種	勤務体制
医師	常勤：1 名以上、非常勤：常勤換算 1 名以上
看護師	常勤：1 名以上
事務	常勤：1 名以上

3.提供するサービスの内容及び費用について

1）提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
居宅療養管理指導	要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、医師、看護職員が、通院が困難な利用者に対して、その居宅（当院から半径 16 km圏内）を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。
介護予防居宅療養管理指導	要支援状態となった場合においても、可能な限り居宅（同上）において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、医師、看護職員が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

2）提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

【医師が行う場合】

サービス提供者等	基本単位	利用料	利用者負担		
			1 割負担	2 割負担	3 割負担
・（介護予防）居宅療養管理指導費（Ⅰ） 医師が行う場合（月 2 回まで） 単一建物居住者 1 人に対して行う場合	515	5,150 円	515 円	1,030 円	1,545 円
・（介護予防）居宅療養管理指導費（Ⅰ） 医師が行う場合（月 2 回まで） 単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合	487	4,870 円	487 円	974 円	1,461 円
・（介護予防）居宅療養管理指導費（Ⅰ） 医師が行う場合（月 2 回まで）上記以外の場合	446	4,460 円	446 円	892 円	1,338 円
・（介護予防）居宅療養管理指導費（Ⅱ） 医師が行う場合（月 2 回まで） 単一建物居住者 1 人に対して行う場合 医科診療報酬点数表の在宅時（または施設入居時等）医学総合管理料を算定する利用者に関する（介護予防）居宅療養管理指導	299	2,990 円	299 円	598 円	897 円
・（介護予防）居宅療養管理指導費（Ⅱ） 医師が行う場合（月 2 回まで） 単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合 医科診療報酬点数表の在宅時（または施設入居時等）医学総合管理料を算定する利用者に関する（介護予防）居宅療養管理指導	287	2,870 円	287 円	574 円	861 円
・（介護予防）居宅療養管理指導費（Ⅱ） 医師が行う場合（月 2 回まで）上記以外の場合 医科診療報酬点数表の在宅時（または施設入居時等）医学総合管理料を算定する利用者に関する（介護予防）居宅療養管理指導	260	2,600 円	260 円	520 円	780 円

4. その他の費用について

1. 交通費	交通費を請求することはありません。
2. キャンセル	診療のキャンセルが必要になった場合は、至急ご連絡ください

5. 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	ア. 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ. 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月末日までにお届け（郵送）します。 ウ. 支払方法は口座振替又は銀行振込となります。
--------------------------------------	--

利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 2 月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6. 虐待の防止について

1）事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果の周知徹底を図ります。
- ②虐待防止のための指針を整備します。
- ③虐待防止のための研修を定期的実施します。
- ④前号の措置を適切に実施するための担当者を置きます。

2）虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに関係機関へ相談・通報します。

7. 秘密の保持と個人情報の保護について

当院は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び 厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いの ためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 また、利用者の個人情報の利用に際しては、利用者からそれぞれ同意を得るものとします。別紙の「個人情報の保護ならびに使用ついて」をご参照ください。

8. 事故発生時の対応について

当院が行う居宅療養管理指導により事故が発生した場合には、速やかに患者様の家族・市町村、関係機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。 また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

9. サービス提供に関する相談、苦情について

当院では、患者様およびご家族からの相談、苦情等に対する窓口を設置しています。 苦情や要望、相談に對して誠意をもって迅速に対応します。苦情を受け付けた場合は、以下の手順に基づいて対応します。

- 1）苦情内容を確認し、苦情対応責任者へ報告
- 2）苦情の解決に向けた調査・対応の実施
- 3）再発防止・改善措置の実施

【事業者の窓口】	名 称 医療法人社団平郁会 〇〇クリニック 電話番号 （訪問診療部） 〇〇-〇〇-〇〇
【市町村（保険者）の窓口】	名 称 〇〇〇〇〇 電話番号 〇〇-〇〇-〇〇
【公的団体の窓口】	名 称 〇〇〇〇〇 電話番号 〇〇-〇〇-〇〇

サービスの提供にあたり、上記の内容を理解しました。

日付	
住所	
フリガナ	
利用者氏名	

利用者は、身体 の 状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

代筆者氏名	
-------	--